

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	利賀村地区(天勤場集落、水無集落、千束集落、阿別当集落、坂上集落、上島集落、北島集落、細島集落、岩淵集落、利賀集落、大豆谷集落、北豆谷集落、押場集落、草嶺集落、高沼集落、栗当集落、下原集落、北原集落、栃原集落、百瀬川集落、上百瀬集落)	令和3年3月17日	

## 1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	83.97ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	29ha
②/①	34.5%
後継者の確保状況 山間地の地区であり、高齢化、人口減少が著しいことから耕作放棄地は年々増加している。一般財団法人だけが農地を集積しており、他に農地を多く集積できる経営体は見られない。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	していない

## 2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	83.97ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.49ha
②地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	－ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha

- 注1:②の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 3 対象地区の課題

地区内には、担い手は農業生産法人2社と一般財団法人が存在するが、農業生産法人は、農地集積をするのではなく、きのこ、野菜、果樹などを生産することとしている。(一財)利賀ふるさと財団があり、多くの農地を集積し耕作しているが、労働力の不足、農地が広範囲のために作業効率が悪いことから規模の拡大が難しい。また、山間地であり、消費地から遠い、雪が多く雪解けも遅く農作業期間が短いことから、新たな農業者の参入が難しい。担い手や耕作者の数が増えないことには、高齢化や人口減少により後継者不足、労働力不足による耕作放棄地の増加を食い止めることが難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>大勤場、水無、千束集落は、水稻が耕作されていない。オーベルジュを運営している認定農業者が耕作し、規模を拡大するが、面積的には少ない。農地は、耕作放棄地が多く、現在は家庭菜園程度の耕作であり、集積の対象になるものはない。</p>
<p>阿別当、坂上、上畠集落は、農地整備された農地は、耕作されているところが多いが、ほとんどの農地が耕作放棄地化している。また、傾斜地や川の縁など条件的にはよくない農地も多く、条件の良いところを財団に集積し継続する。</p>
<p>細島、北島集落は、川の縁から集落内まで農地が存在する。耕作放棄とも多く、現在耕作している農地を中心に耕作の継続や財団への集積をすすめる。</p>
<p>岩淵、利賀集落においては、菜園等も多く、耕作されている農地は多い。現状耕作している農地は継続し、水田を中心に継続できないところを財団へ集積する。</p>
<p>大豆谷、北豆谷集落は、集落内は耕作されているところが多いが、離れたところでは耕作放棄地化が進んでいる。現状耕作している農地は継続し、水田を中心に継続できないところを財団へ集積する。</p>
<p>押場、草嶺、高沼、栗当集落は、集落に居住されていないことから、すでにほとんどの農地が耕作放棄地化しているため、今後集積は見込めない。</p>
<p>下原、栃原、北原集落については、民宿等の営業している方もおられるが、水稻などは耕作されておらず、家庭菜園ぐらいの耕作である。そのため、集積し、担い手が耕作する農地はない。</p>
<p>百瀬川、上百瀬集落は、百瀬川沿いに農地が多く存在し、農地整備された農地が多いことから多くが耕作されている。しかし、地形上は、谷であり、山が迫っていることから、獣害も多く近年耕作放棄地が増加している。農地条件は、それほど悪くないので、継続できない農地は財団や担い手に集積する。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b> 米、麦等の土地利用型作物以外に、カボチャやミョウガの園芸作物の生産に取り組む。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>